

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年4月15日

岡山県知事 伊原木 隆太



1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
令和8年度EVの魅力発信事業（試乗会企画運営業務）
- (2) 契約期間
契約締結日から令和8年12月25日（金）まで
- (3) 契約限度額（見積上限額）
6,447,485円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 履行場所
岡山県環境文化部脱炭素社会推進課の指定する場所
- (5) 業務内容
令和8年度EVの魅力発信事業（試乗会企画運営業務）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案実施公告日から契約の相手方が特定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 岡山県内に事業所を有し、業務種目が「大分類5 企画・製作（情報・通信サービスを除く）」、「小分類6 イベント企画・運営」であり、格付区分がB以上であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課
〒700-8570
岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話番号 086-226-7297

ファックス番号 086-231-8094

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書、様式等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和8年4月15日(水)から令和8年5月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

3の契約条項を示す場所に同じ。

また、岡山県環境文化部脱炭素社会推進課のホームページ

(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/28/>) からダウンロードすることもできる。

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年4月15日(水)から令和8年5月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)

イ 提出場所

3の契約条項を示す場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるもの)に限る。提出期限必着のこと。

エ 提出書類

様式第1号(技術提案参加資格確認申請書)

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 技術提案参加資格要件の審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、2の要件について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和8年5月8日(金)までに文書で通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格がないとされた理由の説明の要求

技術提案参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、(4)ウの宛先に、電子メール又はファックスにより、技術提案参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様書等に対する質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年4月15日(水)から令和8年5月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付方法

令和8年度EVの魅力発信事業(試乗会企画運営業務)に係る技術提案に関する質問・回答書(様式第2号)を電子メール又はファックスにより提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 宛先

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

メールアドレス datsutanso@pref.okayama.lg.jp

(メールの件名は「試乗会/質問書」とすること。)

ファックス番号 086-231-8094

※ 電子メール又はファックス送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを

確認すること。確認用電話番号 086-226-7297（アの受付期間）

エ 回答方法

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課のホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、質問者固有のものその他上記回答方法によることが不相当と認められる質問には、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

オ その他

技術提案実施後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 技術提案書の提出

技術提案参加者は、「令和8年度EVの魅力発信事業（試乗会企画運營業務）技術提案書等作成要領」（別紙）により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年5月21日（木）午後5時（必着）

(2) 提出場所

3の契約条項を示す場所に同じ

(3) 提出書類

提案書（様式第3号）	1部
事業企画書（任意様式（社名やロゴ等を記入しないこと））	4部
見積書（任意様式）	1部
その他参考資料（必要に応じて）	4部

(4) 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。提出期限必着のこと。）

6 技術提案書の説明

技術提案参加者は5により提出した書類について、次のとおり説明（プレゼンテーション）を行わなければならない。

(1) 実施日

令和8年5月25日（月）（時刻等の詳細は別途連絡する。）

(2) 説明場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁内会議室（予定）

(3) 説明時間

20分（時間の超過は認めない）。このほか、岡山県からの質疑及びこれに対する技術提案者からの応答の時間を設ける。

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

別に定める技術提案書審査要領に基づき、上記5及び6による書類の内容及びプレゼンテーションの内容により得点が最も高かった者を委託候補者に選定する。

なお、委託候補者に選定されたか否かについては、令和8年5月28日（木）までにファックス等で通知する。

(2) 契約の締結

委託候補者の選定後、技術提案を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 1 5 3 条及び第 1 5 5 条の規定による。

(4) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令の定めるところによる。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記 4 (2) アの提出期間に技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 技術提案書等が、上記 5 (1) の提出期限を超えて提出されたとき。
- (3) 見積書が、上記 1 (3) の条件を満たさなかったとき。
- (4) 技術提案参加者が、上記 6 に規定する説明を行わなかったとき。
- (5) 技術提案書等に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (6) 技術提案者が、上記 2 に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (7) その他技術提案参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 提出された技術提案書等の追加及び修正は認めない。
- (2) 技術提案は、技術提案参加者ごとに 1 案までとする。
- (3) 技術提案書等の作成等に要する費用は、全て技術提案参加者の負担とする。
- (4) 技術提案書等は、委託候補者の選定を行うために必要な範囲内において複写することがある。
- (5) 技術提案書等は、返却しない。
- (6) 審査の過程において、追加資料を求める場合がある。
- (7) 審査経過については、公表しない。
- (8) 技術提案書等について、岡山県行政情報公開条例（平成 8 年岡山県条例第 3 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例及び岡山県行政情報公開条例施行規則（平成 8 年岡山県規則第 43 号）に基づき取り扱うこととする。
- (9) 技術提案書等に虚偽又は不正があった場合その他参加者及び関係者において不法又は不正な行為があった場合は、参加を無効とする。
- (10) 技術提案及び契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (11) 委託候補者決定後、委託内容の一層の充実を図るため、県と委託候補者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (12) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (13) その他必要な事項は、岡山県財務規則の規定による。

令和8年度EVの魅力発信事業（試乗会企画運営業務）技術提案書等作成要領

1 事業企画書の作成

事業企画書は、次の項目を最低限、網羅する内容を記載の上、提出してください。
様式は問いませんが、書類はA4版で作成してください。
また、社名やロゴ等は記載しないでください。

<記載事項>

① 試乗希望者の募集等に関する事項

- ・募集スケジュールをどのように想定しているかを記載すること。
- ・県民からの応募方法（例：メール、応募ハガキなど）について記載すること。
- ・応募受付や問い合わせ対応の実施体制について記載すること。

② 当日のイベント進行等に関する事項

- ・当日運営の業務内容ごとの配置人数等を記載した実施体制図を作成すること。
- ・当日の会場レイアウト案を示すこと。
- ・試乗会に参加したくなるような集客イベントなどの工夫について記載すること。

③ 広報に関する事項

- ・提案する広報の種類や媒体、内容、対象等を、実施スケジュールと併せて記載すること。
- ・参加者の確保に向けた効果的な広報についての工夫があれば記載すること。

④ 独自提案

- ・本事業の趣旨を踏まえ、事業効果を高めるための独自提案がある場合は、記載すること。

2 その他

見積書（様式任意）には、経費区分（人件費、旅費、一般管理費等）ごとの所要経費を積算し、その積算根拠を添付して提出してください。

限度額は、6,447,485円（消費税及び地方消費税の額を含む。）です。

<審査基準>

評価項目	内 容	配 点
試乗希望者の募集等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書を元に、具体的かつ無理のないスケジュールとなっているか。 ・応募方法がわかりやすく、簡単で手間なく申し込めるものとなっているか。 ・県民からの問い合わせ対応が十分とれる体制となっているか。 	20
当日のイベント進行等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者誘導、受付、安全確保、イベント進行など、業務を安全かつ確実に実施するため、十分な人員を確保するものとなっているか。 ・業務内容について十分に理解し、イベントの進行や会場レイアウト等は県及び出展自動車販売事業者の意向を踏まえ、柔軟に対応できるものとなっているか。 ・会場内の安全が確保され、また、来場者が迷うことのないわかりやすいレイアウトになっているか。 ・県民が参加したくなるような集客イベントなどの工夫があるか。 	35
広報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書を元に、具体的かつ無理のないスケジュール・計画となっているか。 ・開催前の広報は、EVの運転性能や環境性能等の魅力が伝わるものとなっているか。 ・十分な応募者の確保につながる効率的な広報となっているか。 ・参加意欲を喚起するような効果的な広報となっているか。 	30
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的に資する、具体的な独自提案があるか。 	10
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額は適切か。 	5
合 計		100